

太田警察署協議会議事録

(令和6年度第1回定例会議)

開催日時		令和6年6月26日(水) 午後3時30分から午後5時までの間	
開催場所		太田警察署 6階大会議室	
出席者	委員 (定数15人)	石澤委員 長谷川(雄)委員 齊藤委員 高木委員 土屋委員 萩原委員 森田委員 矢島委員 藤田委員 石川委員 高草木委員 平井委員	計12人
	警察	青木署長 松村副署長 吉田警務地域官 瀧澤会計官 平山刑事生活安全官 山口交通官 中野警務課長 千本留置管理課長 高山生活安全課長 田村地域課長 荒木刑事第一課長 神宮刑事第二課長 秋山警備課長 内田生活安全課長代理 上山地域課長代理 尾崎刑事第一課長代理 清水交通課長代理 星会計課長代理 警務係長	計19人
	その他		
議 事 の 概 要			
1 署長挨拶 2 会長挨拶 3 自己紹介 4 概況説明(説明者 署長) (1) 刑法犯認知・検挙状況(R6. 1～5月)について (2) 刑法犯罪種別認知状況(R6. 1～5月)について (3) 人身安全関連事案相談・検挙状況(R6. 1～5月)について (4) 特殊詐欺の認知状況(R6. 1～5月)について (5) 交通事故発生状況(R6. 1～5月)について (6) 110番通報受理状況(R6. 1～5月)について (7) 警察安全相談受理状況(R6. 1～5月)について 5 協議 意見・要望等 ○ 特定技能制度の対象に運送、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加されたことに加え、円安による訪日旅行者が増加しており、今後外国人による犯罪やトラブルが増加すると思われる。東毛地区は県内でも特に外国人居住者が多く、4月～5月に発生した栃木・長野・群馬・福島県の4県をまたぐ強盗事件の様な事案も発生しており、現実的な危機として捉えなければならないと感じている。今後どの様な犯罪が増加するのか、また、警察としてどの様な対策を考えているか、我々市民は、どの様なことに注意すれば良いか。〔質問〕 ● 当県では、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める来日外国人の割合が、令和元年以降5年連続で全国第1位であり、令和5年中の該当割合は11.1パーセントで10年前に比べると約2.5倍である。 当署管内の外国人による犯罪状況については、太陽光発電施設に対する銅線盗難、万引き、違法薬物の使用や取引事件、在留カード偽造事件、不法滞在などを検挙している。 この様な外国人の犯罪内容からすると、不良外国人が収入を得るため、あるいは日本での			

生活を継続させるために犯罪を敢行している状態であり、今後も同様な犯罪の発生が予想される。また、昨年末、当県の外国人住民数は7万2,000人を超え、今後も外国人住民数の更なる増加が予想される。

このような情勢から当県警では、多文化共生施策の推進と、違法行為に関しては日本人と同様に厳正な取締りを実施している。また、東京入管や東京税関など他機関と連携した不法滞在者の合同摘発や、薬物犯罪などの検挙を行っている。

多文化共生施策とは、来日外国人も社会を構成する重要な一員として捉え、善良な来日外国人の孤立を防ぎ、不良外国人による犯罪に加担させず、関係機関と幅広く連携・協力し、共生するための取組を実施していくことである。管内の外国人に対する交通・防犯講話の実施、多言語及びやさしい日本語を活用した防犯指導や日常生活の情報を複数言語で掲載した広報誌を作成して発信するなどの施策を推進している。

県内の外国人居住実態を見ると、不法滞在者が全国各地から生活の場所を求めて県内に流入している実態がある。不法滞在者の生活基盤構築や流入を防止するためには、「正規な滞在資格を得ていない者とは賃貸や売買の契約をしない」「空き家等を放置しない」「家や車の施錠を忘れない」など、市民の防犯意識を高めるとともに、「不審な行動や犯罪行為を見つけたら通報する」などの取組を実行して、犯罪の発生しにくい環境づくりを進めることが必要である。市民の皆さんもそのような視点を持って生活していただきたい。（回答）

○ 「安全運転のしおり」の中に警察署別要注意箇所一覧表があり、管内では太田大間々線の太田警察署北交差点での追突、出会い頭事故が多いと記載されていた。安全運転の心構えを教えていただきたい。〔質問〕

● 太田警察署北交差点及び交差点付近における人身事故については、本年の発生はないが、昨年中11件の交通事故が発生し、自動車同士の事故が7件、自動車と自転車の事故が4件で、自動車同士の事故については、追突事故が5件と最も多い。

追突しないためには、いつでも、どこでも、速度に応じた十分な車間距離を保ち、前の車が急に止まっても安全に停止できるよう心がけていただきたい。また、時間的、精神的にもゆとりを持って運転していただくことが重要で、時間的な余裕がないとスピードを出しがちになり、普段なら止まれるところで追突したり、精神的な余裕がないと、運転に集中できず、漫然と運転して、前の車が減速、停止したのに気づかず追突してしまうということもある。一方、追突されるのを防止するためには、適正なタイミングでのウィンカーを用いた合図やポンピングブレーキ等により、周囲の車両に自身の意図を知らせることが重要である。

自転車が関係する事故4件は、交差点を右左折する自動車と交差点を直進している自転車と衝突する事故や店舗駐車場から道路に出ようとした自動車が歩道を進行していた自転車と衝突する事故で、車を運転する際、特に右左折時には、対向車等に注意が向き、自転車を見落としがちなので、自転車の通行が多い交差点では、慌てず、余裕をもって、左右や交差点出口側の自転車や歩行者の有無を確認していただきたい。

一般的な注意事項としては、相手が避けるだろう、止まるだろうの「だろう運転」ではなく、相手はこちらに気づいていないかもしれない、止まらないかもしれないという「かもしれない運転」をお願いしたい。（回答）

○ 異常気象による大雨（線状降水帯・ゲリラ豪雨）などが各地で発生している。太田市内でも、数年前の台風19号の際には尾島付近で床上浸水や、道路の冠水があった。そこで、

① 発生した際の避難誘導、道路冠水時の通行止め、復旧などの対策はどのようにされているか。

② ハザードマップの住民の認知度は高くなっているか。

③ 外国人や高齢者などへ巡回の際に避難場所などを説明したり、危険標識を設置すれば認

知が高くなると思うが、取組や予定はあるか。〔質問〕

● ① 床上浸水及び道路冠水時の対応について

警察では、地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産の保護等に必要な諸対策を講じることにより、治安の万全を期すこととしている。具体的には、国、県、市町村、消防機関、医療機関等の関係機関と連携して

- ・ 災害関連情報の収集
- ・ 被災者及び負傷者の救出救助
- ・ 被災住民等の避難誘導
- ・ 交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保
- ・ 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- ・ 被災地、避難場所、救援物資集積所等の警戒
- ・ 各種犯罪の予防検挙

等の活動を行い、警察の総力をあげて対応する。

また、床上浸水及び道路冠水時の浸水被害への対応については、現地に警察官を派遣して、被害状況を早期に把握し、太田市や消防、道路管理者と情報を共有し、救助活動、避難誘導、交通規制など関係機関と連携して被害拡大防止を図る。

② ハザードマップの認知度について

現在のハザードマップは、平成31年に太田市役所が作成し、全戸配布されていると伺っている。このほか、太田市では、市のホームページにもハザードマップや災害マニュアルを掲載しており、市役所窓口においてもこれら資料を配付しているとのことであり、その認知度は、年々、高くなっているものと考えている。

警察としても、各種広報啓発活動を通じ、関係機関とも連携しながら、住民の防災意識の向上に努めていく。

③ 外国人、高齢者への避難所等の説明について

避難場所の周知については太田市の所管業務となるが、外国人の方への周知については、警察においても、管内企業で働く技能実習生や各種学校の留学生を対象とした防犯、交通講話の中で、太田市のハザードマップを利用して災害危険箇所や避難所に関する説明を行っている。

高齢者に関しては、太田市が市内各地区に随時、防災に関する説明会を開催していると伺っている。

避難場所については避難所マップにも示されているので、御意見のとおり、交通事故防止や特殊詐欺被害防止とともに、高齢者世帯への巡回連絡時の話題のひとつとして展開するよう指導を行いたい。危険標識については、土砂災害危険箇所等は看板が設置されていると承知している。（回答）

○ 数ヶ月前に太田市新井町内で空き巣等の被害が多発したと聞いた。被害に遭いやすい家屋、店舗の特徴、また予防策などはあるか。〔質問〕

● 太田警察署管内の本年5月末における刑法犯認知件数は、806件（前年同月比＋27件、3.5パーセント増加）という状況で、806件のうち、窃盗の認知件数は、本年5月末で618件（前年同期比＋59件、10.6パーセント増加）という状況である。

また、窃盗のうち、空き巣、忍び込みや出店荒し等で分類される侵入盗の認知件数は、本年5月末で189件（前年同期比＋41件、27.7パーセント増加）という状況である。

委員からの御指摘のとおり、市街地での侵入窃盗が増加した結果、前年比27.7パーセントもの増加となっている。

「被害に遭いやすい家屋等は」という御質問であるが、一概には言えないが、「犯行の機

会を与えないことによって犯罪を未然に防止する。」という犯罪機会論では、犯人は犯行可能な状況でしか犯罪を犯さない、とされている。このことから、

- ・抵抗性（犯行を押し返す） 防犯ガラス、防犯カメラやセンサーの設置
- ・領域性（入りにくさ） 門など
- ・監視性（見えやすさ） 遮蔽物を置かない、見通しをよくする

の3要素があれば、犯罪の発生は抑えられる。

抵抗性は、例えば、住宅であれば、警備会社と契約してステッカーを貼るなど後からの対策が可能であるが、領域性、監視性は入りにくさ、見えやすさの点から、建築時に設備しなければならず、もし設備されていなければ、抵抗性、つまり犯行を押し返すために防犯性能の高いガラスなどに入れ替えることが肝要と思われる。

併せて、割れ窓理論で示されているように、違法駐車が多い場所や非行少年のたまり場の様な場所などの小さな無秩序をなくしていくことが大変重要と言える。（回答）

- 6月2日の読売新聞に掲載された5月31日の伊勢崎市で発生した交通死亡事故の記事を読んで、最初にはねた運転手はともかく、対向車線に飛ばされた被害者をひいてしまった方の居住地・職業・氏名・年齢までもが掲載されていることに対し、自分事として考えたときに複雑な思いがした。

なぜ逮捕もされていない方の個人情報に掲載されてしまうのか、警察の個人情報公表基準等の有無について教えていただきたい。また、無いようであれば、その理由は何か。〔質問〕

- 警察広報（報道発表）における個人情報の公表基準等の有無についてであるが、公表基準等はない。

その理由については、警察で対応する事件・事故に係る報道発表は、「関係者のプライバシー等の権利」、「利益」、「公表することによって得られる公益」、「公表が捜査に与える影響」などを、個別具体の事案ごとに総合的に勘案して、「発表の適否」、「匿名か実名か」、「あるいはその内容」等を判断して決定している。このように個別具体の事案ごとに判断しているため、公表基準等はない。（回答）

6 次回開催

次回開催については、令和6年9月24日（火）に開催することで了承された。